

【重度障害者タクシー利用券綴り】

- ※ 印刷内容は、<製本見本>のとおり
- ※ 契約業者は保健福祉局障害保健福祉推進室へ来庁すること。
- ※ 表紙はナンバー（000001～）を印字すること。
- ※ 中身（利用券）はナンバー（000001～）を印字すること。ただし、000001を48枚、000002を48枚……と、48枚ごと（1冊ごと）にナンバーを変えていくこと。
- ※ 表紙1枚と中身48枚と裏表紙1枚で1冊とする。
- ※ 中身48枚については、1枚目の紙に「1枚目」、2枚目の紙に「2枚目」……と印字すること。
なお、製本の順は上から、表紙、中身（「48枚目」という印字が一番上で、続いて「47枚目」、「46枚目」、…「1枚目」）、裏表紙の順にすること。
- ※ 利用券を切り離しやすくするため、ミシン目加工は「マイクロミシン目」を施すこと。
- ※ ナンバリング順や欠番等に注意すること。
- ※ 各梱包の表紙に区名、種別（「000001～000500」等）及び個数を明記すること。
- ※ 印刷の過程で生じた余分については、絶対に外部に流出しないよう、契約業者において責任をもって焼却処分すること。

<製本見本>

表紙



表紙裏面

<利用者注意事項>

- この利用券は表紙に記載されている方以外は使えません（付添の方の同乗は可能です）。
- この利用券を使用するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- この利用券は、1回の乗車につき、乗車料金が500円以上で1枚、1,000円以上で2枚、1,500円以上で3枚、2,000円以上で4枚まで使用可能です。
- ひとり歩きが困難な方は、危険防止のため、できるだけ介護者とともに利用してください。
- 利用券は、汚損による交換の場合を除き再発行できませんのでご注意ください。
- 有効期間を過ぎた利用券は使用できません。区役所・支所の障害保健福祉課に返還又は破棄してください。
- 利用できるタクシーは京都市に届出があったタクシーですので、乗車する前にご確認ください。
- 不正な方法で利用券の交付を受けた場合、不正使用した場合は、当該利用券の返還を命ずるとともに、関係法令により処罰されることがあります。
- 利用券は、1月当たり4枚を交付するため、申請時期によって、交付枚数が減ることとなります（申請月以降の枚数が交付されます）。
- 次年度利用券の交付申請手続は、別途お知らせいたします。

利用券本編

